

正当な理由の範囲の変更点

新「正当な理由の範囲」

算定結果が80%を超えた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、特定事業所集中減算の対象外とする。

①【全サービス共通】 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、対象となるサービス種別の事業所が5事業所未満である。
②【全サービス共通】 当該居宅介護支援事業所が特別地域加算を受けている。
③【全サービス共通】 判定期間における月平均のケアプラン数が20件以下である。
④【全サービス共通】 サービス毎に計算した場合に、対象となるサービス種別を位置付けているプラン件数が、判定期間におけるひと月当たりの平均で10件以下である。
⑤【全サービス共通】 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 ※例として、地域ケア会議等で支援内容の意見・助言を受けているもの(基準省令解釈通知)以下、⑤の例示(⑥～⑨)
⑥【訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、訪問看護】 紹介率最高法人の事業所のうち、特定事業所加算及び処遇改善加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。(訪問介護) 通所介護は、栄養改善体制加算、口腔機能向上体制加算及び個別機能訓練体制加算の3加算を全て算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。 訪問看護は、看護体制強化加算を算定している事業所がある場合、その事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。
⑦【訪問介護】 紹介率最高法人の事業所のうち、通院等乗降介助の行える事業所が、当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満であり、通院等乗降介助を記載しているケアプランのうち、以上に該当する訪問介護事業所を除外し、計算すると80%以下となる。
⑧【通所系・短期入所(利用)系介護サービス共通】 紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として、利用者の居宅から最も近い事業所(通所介護(地域密着型通所介護を含む)、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用型特定施設入居者生活介護、短期利用型小規模多機能型居宅介護、短期利用型認知症対応型共同生活介護、短期利用型地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用型看護小規模多機能型居宅介護)ということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者がいる場合、その者のケアプランから該当する事業所を除外し計算すると算定結果が80%以下となる。 ※短期利用型とは、利用期間を定めて行うものであること。
⑨【医療系サービス共通】 紹介率最高法人の事業所のうち、医療系サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護)が、情報公表制度における訪問調査を自主的に受審している場合であって、当該居宅介護支援事業所においても情報公表制度における訪問調査を自主的に受審している場合には、該当する医療系サービス事業所を除外し、計算すると80%以下となる。
⑥から⑧の追加条件 ⑥から⑧の適用に当たっては、上記条件の他、適用を受ける居宅介護支援事業所にあつては、情報公表制度における訪問調査を自主的に受審している場合であつて、判定時に除外することとなる居宅サービス事業所が、情報公表制度における公表を行っていること。
【全サービス共通】 その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合